

昭和五二年一二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 || 社会通信社

東京都千代田区飯田橋4の4 8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079
振替 東京0-158431 労金 東京劳金本店No.50234

購読料 || 月額400円 6カ月前納制

発行人 || 滝野 忠

〈もくじ〉

◇岩井 章氏に進路を問う ◇

職場の徹底抗戦を土台に、

分割・民営化反対の統一闘争を

資料1 総決起宣言 (国労東京地本)

7

資料2 社会党の「国鉄改革法案」

に対する意見 (国労東京地本)

8

資料3 国鉄「改革」法案と雇用

13

なだれこんで主導権がとれるか(二)

— 丸山論文「自治労通信」一月号を論ず④ —

17

全的統一とは何か

18

◇雑誌・購読のご案内 ◇

「教育労働運動通信」第十号が発行

旬刊社会通信

NO.297

一九八六年四月二一日

(毎月一日・二日・二二日三回発行)
一九八六年四月二二日発行

◇ 岩井章氏に進路を問う ◇

職場の徹底抗戦を土台に分割・民営化反対の統一闘争を

法案のカラクリを暴露しよう

宮坂 今回はとくに国鉄闘争をめぐる情勢と展望についてお話をいただきたい。三月三日に国鉄関連法案が提出され、いよいよ国会で審議される段階をむかえているわけですが、国労の闘い方についても非常に弱さがあるんですが、この点を含めてお話をいただきたい。

岩井 部会に出されている法律は非常に不備なものだと思うね。新幹線の建設主体を「鉄道技術者集団」でと言つて、それを議員立法で補足する、と新聞は伝えている。これは法律が非常に不備だということの証明みたいなものだし、かなり拙速でいいかげんだと思う。だからと言って国会を通らないと必ずしも言い切れないが、議論していくうちに、いいかげんさが国民の前に出てくると思うね。土地にまつわる利権の動きなどが、国会の審議の中で次つぎと出てくるだろうね。だから法律的に言えば、これを通すということは困難だと思う。

ところがもう一面は法律がどうあれ、自民党は多数の力で押しまくるという要素もあり、国会の審議のことは何とも言えないが、当初よりは少しはもたついている感じだね。参議院の選挙がある関係で国会の会期を延ばすという事は難しい。結局はいつたん休憩というような事になると思う。国会の審議にはまだつけ込む隙（すき）はずいぶんあるんじやないかと思うね。

まわりの情勢はいくぶんかずつ広がって來てるね。東京会議というようなものも広がってきたし、マスコミの論調もひと頃とちよと違つてゐるね。遮二無一、分割・民営をやれよというような雰囲気がやんだね。しかし主体の方を見ると逆に弱さも出てる。とくに今日の新聞に出ていたが、社会党を支持するというようなことが国労中闘で決まったといふなことがあって、やはり闘いの主体をみると、どうももう一つ弱い面が出てるという感じがするね。

宮坂 再建監理委員会の答申自体がいいおかげであり、それに基づいた政府の法案ですら問題がある。ここを衝（つ）いて国会でつぶせる条件はできつたあると思います。問題は主体の側に非常に弱さがある。たとえば労使共同宣言ですね。国労としてはきっぱり断わつたんですが、運動の内容で、そういうことにされてしまう危険がある。総評の態度にも非常に困ったものがありますね。

岩井 一番困ったのはこの総評だよね。社会党・総評がブロックを通じて頑張る、といふのはそれでいいんだけど頑張り方が問題なんだな。つまり分割・民営に反対するあらゆる勢力の結集といった方がいいんだろうけど、いきさつから社会党・総評ブロックでもやむを得ない。それならそれなりに、どれぐらい迫力をもつてやるか、ということなんだが実際の運動から見ると、もう一つ迫力がないね。だから政府の法案があいまいで、いかげんなんだけどそれを暴露しきれない現状にあるんじゃないかな。他の野党に期待するといつても、社共以外の他の野党なんていつてみたつてだめなんだが、分割・民営反対はずしちゃってるんだから。だから数だけで言えば当然負けてるわけで、法案の中味、法案のインチキ性をいかにして暴露するかという一点に国会闘争はかかっているね。国会の外

ではいかにして大衆的に広げていくか、ということだと思いますね。

意識的努力で分割・民営反対の統一闘争を

宮坂

岩井さんの提起で東京会議が作られて、いま、全般的な運動ができつつある。全国的にもいろんな運動があるわけで、これをどうつないで全体の力にしていくかというのが、一つの大重要な所なんですが。

岩井

夏までに全国の連絡会議というものをやりたいし、できると思うんだ。だけど形だけが問題ではなくて、いかにして中味を充実させるか、つまり全国いたる所で分割・民営に反対する人々が大きく結集出来るか、そこに全力をあげていかなければならない。

宮坂

岩井さんから「六〇年安保の時のように」、という提起があるんですが、分割・民営をめぐって考えますと社共を中心とした共闘が非常にやりにくくなっているわけですね。分割・民営に反対する勢力全体を結集していく点でどうなんでしょうか。

岩井

安保の時も最初から社共がスッキリとやつたわけじゃない、総評・社会党が一步前に出て安保反対とはつきり決めた。共産党との共闘を認めるかどうかという時に社会党は今と同じように共闘を認めなくなかった。そこで総評のわれわれが強く押し込んで安保共闘会議のオブザーバーとして取り組んだ。だから一步下がった形だったが実態的には完全な共闘だ。

今度の場合も総評・社会党プロックといって別になつており、社共の場合には社共とは言わないが、東京会議のような形になつてゐる。だから意識的に努力しなければいけないけど、盛り上がりがつくれば不可能ということじゃないと思うね。それぞれの分野で精いっぱい闘つていけば、その中で結合点が出てくる可能性があるんじゃないかと見てるね。動労の松崎君が東京会議のことを大部攻撃したって聞いた。私の名前を名指しであれこれ言ったようだけども、総評の側は東京会議的なものを煙たく思つてるね。これはしようがない。こちらの考え方として、分割・民営反対を旗印にして最後まで大事にしていくべきだと思う。社会党が分割反対、民営やむなしと言つたのは戦術的に考えたんだと思うけど、それでもそれを提案するなら闘いの最後の場面だな。闘い抜いて一種の妥協案としてそういうものがあれば効果的だけど、何にもしないうちに言うのはあまり効果ないんだな。ましてや理論的に言えば民営を認めてしまえば、必然的じやないけど分割ということが出でくる要素が大きいわけだ。それからローカル線の切り捨てというのは、民営を認めればもうからないんだからほとんど自ら出てくるんだな。だからどう見ても、民営という旗印は全国的な旗印にはなりえないと思うんだけどね。

敵にすり寄つても首は守れない

宮坂

国労本部が総評と約束したように社会党案一本で行きますということになると、せつかく今まで積み重ねてきた共闘が全部「台なしになつてしまいま」す。しかし今まで通りに分割・民営反対で闘いますというのはきついようですね。実際のとは。

岩井

きついようだね。雰囲気からいうと、だいぶ総評が圧力かけて支持をどうしても取りつけたいようだね。

ところで現場のことなんだけど、現場の状況で新聞に三年間の勤務評定の問題が出てるね。いかにも意図的で動労をいかにして救うかという案だね。それにしても説得力がないね、だけどそういうて攻撃してくる。

宮坂

相手の側の戦術的な狙いとして精神的・心理的な動搖を狙うという面では一程の効果を持つと思いますね。ただ幸いなことに七〇年マル生の時とくらべるとかなり現場は頑張っていますね。おそらく七〇年マル生の時でしたら、かなり脱退が出たり、ゆすられたりしているはずなんですね。たしかに部分的な脱退など多少あるにしても、全体から見ればほんのわずかですかね。現場にはいろんな心理状態がありますが、何とかして当局にすがりついて、身を守ろうという一番弱い層もたしかにあります。率から言えば少いと思うんです。大多数は不安は持つてますが、勤労のように当局にすり寄って自分の身が守れるかというとそういうものかいなと思っています。

岩井 私もそう見るよ。勤労のようにおっしゃること全部賛成すれば、守れるという保証はないんだな。ところが幹部はそれで守れると考えるかどうか知らんが、現場の方はもうちょっと実態的・具体的なんだな。国労のように抵抗しているだけで守れるかどうか、もちろん言い切れないけれども今までやつてきた労働運動でことん頑張るのが筋じやないかという感じだな。こないだも長野へつ行たら二〇人ぐらいの分会が、どういうことをやつてるかというと、とことんどこにも行かないでこの職場を動かないという討論を何回も何回もやつてるんだな。それがやっぱり一番の筋じやないかと思うんだ。

雇用と分割・民営反対は一体の闘い**宮坂**

職場でそういう討論をやつてる所は活動家が自信を持つています。闘わなければ結局相手の思い通り首を切られる。闘うことによって犠牲も最少限にすることができる。またその後の展望も開けるということで、職場の第一線の若い活動家がしつかりしているということですね。一人ひとりの組合員の心をつかんでいるという面はかなりあります。総評の再建闘争本部で決めた方針というのは希望退職を認めたうえで、選別・ページをさせないといった程度なんですね。そうしますと、結局、希望退職を認めて、公的部門への転出などについても積極的に協力をしていくことになります。まず希望退職は相手側とほとんど一致した形でおし進めるということになってしまいます。

岩井 希望退職が一番先に出てくるやつだな。その後が今度はいよいよ派遣・転職の問題になつてくる。これらがいっしょになつてゐる。希望退職の部分は、当局が一切めんどう見ないと言つてゐる。

新会社がかえる余剰人員が三万二千、最後に残るのが旧会社四万一千だから、その三万二千の所に入りたいという希望を餌に当局が誘導するわけだ。社会党・総評ブロックの選別させないというのは言葉ではないんだが、具体的にどの部分で選別させないのか、中味は新会社と旧会社の振り分けをさせないということなのか。

宮坂

そういうことでしようね。しかしそのへんがよくわからないんです。

岩井 まだ確信はないな。だから「雇用問題だけにしばつてやれよ」とよく言うけど民営・分割の方は別だというふうにうまくいかないんだな。今の話のように分割・民営と雇用が一〇万人余るというのは切り離せる問題ではないからね。

運動論としては実際に職場の中でとことん抵抗する、とことん当局の言い分には従わないことだ。当局の言い分というのは労働密度を強める合理化と、もう一つは当局に刃向うやつは許さないというこの二つだね。とくに東京の職場は刃向うやつは許さないという所に重点が置かれている、だから、まさにこれは労働者の階級的根性と資本の側の階級的本性がぶつかるわけだな。

宮坂 雇用問題といつても、分割・民営が進められることで必然的に出てくる雇用問題ですから、根っこにある分割・民営を阻止するところに重点を置いた闘いが一番大事だと思います。

岩井 うんと乱暴な結論を言えば分割・民営を認めれば一人の首も切らないという保障を向うはしないんだよ。そういう保証があれば別だけど、そんなことするわけないんだよ。それをエサにしてゆさぶる事によって国労を潰そうとしているんだから切り離すというのは無理なようだな。

宮坂 ゆさぶって雇用のみに焦点をあてさせ同じ土俵にひきずり込むという相手側の攻撃ですが先日だされてきた広域配転問題でも、当局は一切団交に応じないで、通常の転勤だから人事の範囲内だとして強行する方向なんですね。

岩井 勤労は三項目の時と同じように一定の枠を決めて到達しなければ一人ひとり説得すると言つてはいるが、一家の柱が女房子供つれて本当に移れるのか、移転先での不安も大きいんじゃないか、新しい職場になじめるのか、どういう仕事か、過員の上乗せになるんじゃないかというようにいろんな心配がある。旭川では三人に一人だというけど東京や大阪へ行つたら本当に確実なのかという不安があるからそんたんには乗らないと思う。その乗らないという気持をいかにして結集していくかだな。統一ストライキなんて言わなくていいから、いかにして抵抗線を作り、それをどこに張るかという論議が必要じゃないかな。

宮坂 今の総評・国労中央含めて雇用問題に重点を移しますね。相手側がそこに重点を置いてひきずり込んでいますから、それに乗せられていくといった感じが強いですね。
岩井 具体的なものならいいべん討議してもいいんだが、あんまり具体的じゃないんだな。勤労などの話も他の事はいつさい言わず雇用だけしか言わない。けれどもどう見ても雇用だけ守る方法が浮かんでこないな。

国労への信頼つなぐのは徹底した話込み

宮坂 希望退職も公的部門等への転職も、かなり押しつけが出てくると思うんですね。しかし受け入れ側だってそんなにない。

岩井 技術者だな、見てると。現実に保線でも電気でも技術的な部門に話が来ている。さつき言つた長野の話だが職場である人が、上田に向親がいるから帰りたいと常日頃言つていたんだ。ところが上田のそばの市役所で一名だけ採用するという話があつて分会で討論したんだね。その結果、どうしても両親の傍へ帰りなければ認める。だけど国労の仲間とけんか別れするんじやなくて、両者が仕方がないという了解のもとに行こうということになつた。これが今の状況の中で許される最高の姿だと思うよ。みんなができるだけ頑張つてみて、どうしてもダメな時に出る事を気持ちよく認めよう。けんかするんじゃない。だから今後国労がどういうふうになつても国労にたいする支援連帯はしていくという姿があるんだがね。ただそれが、うんとたくさんになつた時にとことん頑張ることを前提にして、なおかつそれができるかだね。

国労の抵抗が闘いの帰趨を決する

宮坂 やはり、当局の刀向うやつは許さないというのはどこの職場でも同じ状況になりましたね。二〜三年前までは彼らの言う言葉で「突出職場」を重点にやつたんですが、今はどうとも同じですね。比較的労使関係が安定していると言われた所も含めて、ギクシャク

したものになつて来ている。

岩井

向うはあまり得策ではないんだけど、許さないなんと言つたってそれが具体的な政策にどう結びつくかというとただ一種の脅しにすぎないからね。国労がギャフンと参加かというとそういうんだから効果はないと思う。

宮坂

当局の内部にも、今おっしゃった意味で管理者の間に動搖がありますね。この際少しハネ上つて抜てきを狙うというのと、職場が持たないから常識的な対処をすべきだというのといくつかに分れてきました。

岩井

本社の特定のエリートは別にしても現場で実際に労働者を預っている所は、仕方なくやつてる部分があるんだ。

しかし、これだけ労使関係がギクシャクしているにもかかわらず大事故がないんだな。私はこれを非常に誇りに思つんだけどね。四、五年前に国鉄労働者がボカだ、ブラだ、飲酒だと攻撃されただけど実際は労働者の規律とか気持はかなりしっかりしているんだな。だから大事故が起こらない。普通ならこれだけめちゃくちゃになつてくると、到る所で事故が起る可能性があるわけだ。今でも可能性は大だね。だからそういう意味で、国労の運動に自信を持つていいんだ。つまり労働者の根性。労働者というのは国民にたいする一程の責任を持つていて、労働者根性というものがあるんだと思う。

宮坂

そういう意味で七〇年代マル生の時とくらべて、職場が健在ということですね。**岩井** やられている方がへこたれないんだ。むこうの陣列で言えばマル生の時よりうんと厚い。マル生の時は自民党も財界もこれほど熱心ではなかつた。極端に言えば磯崎と磯崎の部下が一生懸命だつたから。今度はまさに総力戦であり、階級戦だからね。にもかかわらず不安はあっても職場が大きく動揺していない。そういう所に自信を持つていいんじゃないかな。

宮坂

ですから、ちゃんとした方針が確立されて、指導が徹底され、全国的な闘いを結んでいけば展望は開けてくるはずなんです。

岩井

今やれる方法としては、反抗は許さない、口答えは許さない、俺の言い分に従わないやつは認めない、という攻撃に國労がきちんと抵抗することだ。その姿勢がいかにしてできるかということに聞いの行方がかかっているということだと思う。

宮坂 今日は本当にありがとうございました。うかがいました御意見を聞いの中に生かしきることに全力をあげていきたいと思います。

(「東労文化」復刊三六号より転載)

資料(1)

総決起宣言（国労東京地本・全文）

1986年4月21日発行

第七九回拡大地方委員会は、三月一九日・二〇日の両日に亘って、箱根觀光会館で開催した。討論をしめくくる書記長集約にかえて、次のような「総決起宣言」を満場一致で採択し、国鉄の「分割・民営化」阻止、一〇万人首切り攻撃反対など、当面する闘いに対する国労東京地本の総意と決意を内外に明らかにした。

不屈の団結が勝利への錠

国鉄はいま、日本の軍事大国化をめざす中曾根内閣の行革、国鉄解体攻撃によって重大な局面を迎えている。

この攻撃は二〇〇兆円をこえる国鉄資産を横取りしようとする利権屋集団を代弁する監理委員会と中曾根内閣、内部から国鉄を切り売りする杉浦總裁を中心とする官僚集団、また一部のセクト主義集団や第二組合の指導部が一体となつた「労使共同宣言」にみられる国労潰しなど、ここに攻撃の特徴があり、闘いの困難さがある。

一八万組合員と六〇万といわれる関連労働者、そしてその家族にとって文字どおり非常事態である。

阻止できる「分割・民営化」

反撃はすでに開始されている。

五千万署名運動の成功、そして二月一六日に結成された「国鉄の分割・民営化に反対する東京会議」、東京地評の呼びかけた「国民の国鉄をつくる東京交流会」の開催などがそれである。

昨年九月、岩井顧問が提唱した「東京会議」は、五千万署名に続く闘いとして、幅広い学者・文化人、弁護士・ジャーナリストなど、政党・政派の思惑やセクトを超えて、純粋に「分割・民営化」に反対する目標で取り組みを強めようというものである。会は、三ヶ月余の準備期間で、広範な有名人の賛同を得ることとあわせて、山手線内全職場の国鉄労働者激励行動、国鉄用地見学バスツアー、學習会やブロック、地区ごとの独自の共闘組織の組織化、答申と政府案に対する検討と研究、全国会議員に対する要請行動などを実施し、こうした活動が資産問題に対する疑惑を指摘した二月三日の朝日新聞報道へと「流れ」をつくり、「国鉄破産論」が完全に論拠を失ない、「分割・民営化」阻止の闘いに勝利しうるという自信と確信を生みだした。

この活動の展望は、すでに大阪・名古屋との交流アピール等に刺激され、兵庫に、岩手に、富山にと闘いが広がっていることにも証明されている。

「分割・民営化」に反対する一点で共同し、全国の様々な「取り組み」が手をつなぎ、立場の違いを古服して「統一」しうるならば、「分割・民営化」は阻止出来る確信のもとに、東京地本は職場を基礎に闘いの軸足を職場と大衆の無限の闘うエネルギーの中に置き、全力で闘いぬくこと、東京会議の活動を総力をあげて、支援し、共に闘いぬくことをあらためて意志統一したい。

職場や地域で、それぞれに適した闘いをつくり出し、国会を包囲する大衆運動を無数につくり、壮大な闘いにしてゆこう。

ストライキ闘争を準備しよう

労働組合が、組合員の雇用を守り、一人の首切りも許さない闘いに決起することは当然の任務である。今日、私たちに課せられた雇用を守るための最大の課題は、私たち自身が「分割・民営化」攻撃を阻止し粉碎することである。私たちは、先ずこれ以上の「過員」を生みださないために、「分割・民営化」を前提に、これを促進する「合理化」に断固反対し、施策そのものを認めない基本方針を堅持して闘うことである。この闘いでは、私たち自身が企業内闘争から脱皮し、輸送の安全や利便とサービスの向上をめざす利用者・国民の要求や人間らしい労働環境づくりと過員解消を求める私たち自身の時短要求などを結合させた積極的な要求を掲げ、共闘や政治の力をも發揮させた反合闘争として闘いぬこう。広域配転の攻撃は、過員に過員を上乗せするだけの無謀な攻撃であり、職場の不安は計りしれない。「血の入れ替え」とは言語道断である。無法な強制・強要を含む一方実施に対して、ストライキを含む強力な闘いで反撃、反転攻勢に打って出る意志統一が求められている。

この闘いを突破口として、事実上の「退職強要」となる「希望退職」関連法案をはじめとする法案に対しても国会審議のヤマ場あわせて、大衆闘争を盛りあげ、国労自身が独自のストライキを含む強力な戦術配置ができる態勢づくりをしなければならない。

政治闘争として闘いぬこう

これらの闘いは八六国民春闘に結合させた職場の闘いを基軸に壮大な反独占・階級闘争として取り組むことが重要である。逆行革・反失業の統一闘争として八六国民春闘が闘われ、「分割・民営化」阻止の闘いと結合した時、闘いは大きく前進する。

闘いの前進が、予定される参院選または衆・参同時選挙における勝利を決定づける。国政選挙において自民党を敗北させ、中曾根内閣を窮地に追い込むことは「分割・民営化」阻止をはじめ、逆行革統一闘争の前進にとって有利な条件を生みだすものである。法案を廃案に追い込む闘いと八六国民春闘、国政選挙闘争を一体のものとし強力な闘いを開き、この闘いに勝利しよう。

私たちは、戦後の日本の平和と民主主義、働くものの生活を守つて闘い抜いた伝統を持っている。「労使共同宣言」に象徴される労働組合の完全な武装解除路線を断固粉碎し、闘いの原点である『国労綱領』を闘う路線に立脚し、組合員と家族の期待と信頼に応え、団結を強化し闘いぬこう。

右、総決起宣言とする。

一九八六年三月二〇日

資料(2) 国労東京地方本部

社会党の「国鉄改革法案」に対する意見（全文）

先に発表された日本社会党の「国鉄改革法案」（以下、「案」という）は、今、高揚しつつある国鉄の「分割・民営化」に反対する諸運動に多くの混乱を招き、真剣に闘っている労働者に不信感を与えることとなる。

そこで「案」に対して、いくつかの側面から問題点をあらためて、ここ提起する。

一、運動を進める上で問題点

国鉄の「分割・民営化」に反対する「五、〇〇〇万署名」運動をはじめとして、現在、全国各地で組織され、發展しつつある運動は、ほとんどが、国鉄の「分割・民営化」反対を目標にして取り組まれており、「案」は、これらの運動に多くの混乱をもたらす。国鉄再建監理委員会の主要な委員（亀井、住田、加藤各氏）および政府にとつては、「民営化」こそが眼目であり、「分割」は「民営化」をスムースに進めるための附隨的な政策に過ぎないことを明言している。従つて、「案」は、労働者・勤労国民の闘う目標を誤らせるものである。

国鉄再建監理委員会の「意見」および政府の「国鉄改革法案」は、「民間会社なら既に破産した状態」を前提にして、「分割・民営化」以外に方法はないとしている。ところが、国鉄の資産を実勢価格で再評価すれば、決つして「破産した状態」ではないことは、明らかになりつつあるし、明らかである。この矛盾点を暴露することが、「分割・民営化」を阻止する上で極めて重要である。これは、田辺誠社会党書記長の「質問」以降のジャーナリストの動きをみれば明らかである。

「案」の最大の弱点は、国鉄当局が毎年のように政府に「日鉄法に定める増資」を要求したことを、政府・自民党が無視、「国鉄の過少資本」のままにすえおきつつ、借入金による過大な設備投資をして自らも利子返済を迫りつつ、今日の膨大な「長期債務」を生じさせてきた点を見逃し、国鉄の「赤字」の原因はもっぱら、「営業の自由」「商品開発の自由」がなかつたことにおき、「民営的手法」が必要としていることにあつる。

従つて、東京地方本部は、「二月二八日、労東本第32号により、本部に対しても、「緊急の申し入れ」を行つたとおりである。

国鉄の「赤字」の真の原因を明らかにした上で、「適正な政府出資による公共企業体」として国鉄を残すことが国労の政策要求の中心的柱であつたとおりであり、今日までの運動も、その考え方を基本に進めてきたものである。

「民営化」の主張は、利潤原理によって、企業間の労働者の競争を煽ると同時に企業内の労働者間の競争さえも煽り、労働者の団結破壊をめざすものであることは自明の理である。そのことは、全国一社制で「民営化」されたNTTやたばこ産業の労働者の現状が明らかにしているのではないだろうか。

しかも、臨調・行革路線と「新国家主義」を唱える「中曾根戦略」が、この「民営化」の主張を支柱にしていることから見て、反行革闘争の中心をなす国鉄闘争において、「民営的手法」を基本とする「案」には問題がある。

地方ローカル線は「五年を限度」に残すとしているが、国鉄が株式会社として変更を余儀なくされることになれば、経営効率を主眼におく経営形態のもとでの運営が基礎となり、将来もローカル線を存続させることができるかどうか疑問である。否採算のとれない線区が廃止され、それこそ効率が悪く、運賃の高い公害をもバラマク輸送手段にかえられ、土地や砂利までが売りつくされてしまうことは、明らかである。

二、商法上からの問題点

- (1) 「案」の「日本鉄道株式会社」の特徴として

- (1) 政府が常時、株式の七〇%以上を保有する。

- (4) (2) 経営委員会を設置する。
 などがあげられている。
- ①についていえば、電源開発株式会社が「政府は當時、会社の発行株式総数の50%以上株式を保有する」となっているが、「案」はこの考え方を導入したものとおもわれる。
- ②については、放送法で設立した法人であるN H Kが、経営委員会を置き、経営方針その他業務運営に関せる重要な事項に、制約をかけている制度を導入しようとするものとおもわれる。
- 従つて、すでに在存するこれらの制度の功罪の検討が必要であるが、すでにこれに對し多くの批判がだされていることは周知の通りである。
- またこれをもつて「国有企业と同質だ」とは決して言えるものではないし、仮に強弁するなら、それは奇弁である。すなわち、それは、国民の共有財産としての国鉄の所有権が移動することが明白であるからである。
- 政府が七〇%の株式を保有すれば、国有企业か？
- 資本主義社会における企業、株式会社は、その企業を所有する者（株主）と、その企業を經營する専門家（取締役等經營首脳陣）と機能が分化してきている。このことは、企業の所有と經營の分離だといわれている。實際の企業実態まさしく株主と經營にあたる専門家（重役）とが、その役割りを分担している。周知の通り株主総会は形式的なものであり、極めて短時間で終了するのが常識である。
- 以上みるよう、企業が国有であるか否かを見分ける尺度として、(イ)株式保有がどれ程百分比に近づいているかという所有面と同時に、(ロ)誰が經營をになうのかという經營面も重視しなければならない。
- 〔案〕は、所有面で七〇%の株式をもてば、国有に等しいというが、逆に、三〇%の株式を所有する者は、「資産処理」についてすら「権限を有すること」になることを忘れ、加えて經營面では株式会社法が適用されて取締役がこれにあたることになり、事實と道理からして、これでは国有企业とは無縁なものとなることは明白である。
- 政府が保有する株式は、實際上どこの誰が管理するのか？
- (3) (実際上、国有財産法では、「國の債権の管理等に関する法律」では大蔵省の管理職員が保持していることになる。)
- 日本鉄道株式会社の株主総会には、誰が実際に株主として出席するのか、という疑問である。つまり、(總理？ 運輸大臣？ 大蔵大臣？) ということであり、はたまた大蔵省の管理官は——課長あるいは課長補佐か？ 弁護士のような代理人か？ といふ具体的な問題である。
- こうした「株主」は、たとえ七〇%の株式をもっていても、実業界、経済界の株式には太刀打ちできないのは「道理」であり、「常識」である。この点からみても実質的な「民営」とならざるを得ないのは明らかはずである。
- 株式会社として、經營は經營の専門化である經營陣（取締役）であったことになる。その事業經營をになう重役（取締役）は、天下りなどではなく熟達した經營者をあてることになる。即ち取締役会は財界人で組織されることになる。大蔵省などから課長クラスを入れるとしても、このような人達は兼職禁止となつてはいるはずである。
- こうして、株式は七〇%政府が保有していても、取締役会、専務常務、監査役は、事实上財界が掌握することになる。

(イ) 経営委員会の議決で、制約するとしているが、同委員会の議決の定足数、議事の定足数をどうするのか。

(ロ) 「案」の「日本鉄道株式会社法の商法の関係について」のなかで、「商法における株式会社は、その最高意志決定機関として株主総会を置いている」としているが、企業所得者集団の意志決定をおこなう株主総会は、企業にとつて最高決定機関となる。経営委員会と企業の関係では、所有者である株主とかかわりなく選ばれる機関である。

従つて「案」でいう経営委員会は、株主総会をチェックできないので、取締役会の業務遂行に、一定の歯止めをおこなおうとするものであろう。

株主総会「決議」と、経営委員会「決議」とが矛盾した場合どうなるのか大きな疑問である。

株式会社にとって、業務運営上最大の問題は設備資金、事業資金導入の問題である。本当の国有企業であるなら、政府が返済を必要としない金を企業に出す。しかし株式会社である以上、資金の導入や調達は大変な課題となる。

運賃などの収入を拡大する方法

資産の一部売却

(ハ) 借入金にたよる

借入金の場合は、政府からの借金（財政投融資しかない）、結局は今迄と同じ道をたどることになる。そうすると民間資金の導入、銀行等の比重が暫時たかまつてくるのは当然のこととなる。

政府が七〇%の株式をもつていても、銀行等が、貸金で乗つてくる。こうした明白に起る事態に「案」は全く歯止めがない。

株式の七〇%を政府が保有しておかねばならないとされているが、社債の発行については、制限を設けられない。

担保付社債が、高利で銀行、信託会社から委託売出しされる。

こうして多額の民間資金が企業に深入し、銀行を中心にして企業が支配されていくことになることは明白である。

全株式のうち、七〇%を政府、残りの三〇%は、財界が分けもつことになる。鉄道の資産の巨額なことも魅力となつて、株式（つまり企業所有権）は異常な高値で、証券市場を深通する。

取締役はその機能で、新株の発行に迫られる。その場合も政府が七〇%を引き受けことになるであろうが、残る三〇%にまた異常なプレミアムがつく。これはすでにNTTの実態で明らかである。

全株式のうち三〇%を民間が保有することの関係で株式会社経営に際しての権利問題からの問題点については、

(イ) 発行済株式総数の〇・一%以上の株式を有する株主は、商法第二三三一条第一項で提案権を、商法第二三七条二項で総会調査の検査役選任請求権をもつ。

(ロ) 発行済株式総数の〇・三%以上の株式をもつ株主は、商法第二三七条一項・二項、第四三〇条二項で総会招集権を、商法二五七条三項、二八〇条一項で取締役、監査役の解任請求権を、商法第三八一条一項で整理申立権を、商法第四二六条二項で清算人解任請求権を、商法第四五二条一項で検査命令申立権をもつ。

発行済株式総数の一〇%以上の株式を有する株主は、商法第一九三条六項、四三

○条二項で帳簿閲覧権を、商法第二九四条で業務財産調査の検査役選任請求権を、商法第四〇六条二項で解散請求権を、また会社更生法第二一〇条二項で会社更生申立権をもつことができる。

以上みると三〇%の株式を民間に渡すということは、まさに七〇%の株式を政府がもっていても、国有・国営などとはいえない質的变化が発生し、結局は党利中心主義の企業とならざるを得ない。

(9) アメリカの雑誌「ニューズウイーク」二月一二日号は、「民営化」こそが、レーガンの「新戦略だ」と述べているといわれるが、「案」でいくと株主総会、取締役会、分離、合併など「案」で定めていない部分は總て、商法の株式会社法が適用される。レーガンの「新戦略と同じことが、中曾根内閣のもとでおこなわれようとしているのである。

「案」は、監理委員会答申でも明らかのように、政府・独占の狙いは「民営化」が主であり、「分割」は従であることを見落してしまったのか? とすらおもわれる。

(10) 「案」は結果的に「民営化」、「私企業化」に等しく、支配者と同じ土俵で、同じスタンスで提起されたものと理解せざるを得ない。

「案」は「民営的手段を取り入れ、企業の活性化をはかる」としているが、公社化された時点では、すでにその思想は入っていたとおりである。しかし、独占と自民党が、この公社となつた日本国有鉄道を自らの利益のために喰い物にしてきたことが、今日の国鉄危機の最大の原因である。

利潤追求で運賃値上げ、地方交通線切り捨て、首切りなどが附帯的に発生する可能性が大である。

(11) 「案」は、「国鉄が権力から自由になり、営業の自由、商品開発の自由、そういう一連の自由を確保していく」という前提にたたなければ今日の国鉄再建はできない」としているが、国鉄の破綻といわれるものの実質は、莫大な「赤字」にあり、これは周知の通り、政府が強制した「借金」による過大な設備投資から発生したものである。従つてこの問題を解決すれば、十分経営は維持できる。

「案」でいう「一連の自由」が保障されるのは「株式会社」「日本鉄道KK各社」の経営陣であることは、当然のことであり、彼らの利潤追求により、運賃値上げや地方交通線の廃止、そして、無限に続く「余剰人員づくり」の為の人減らし合理化により、労働者に対する首切りが強行される可能性が、きわめて強くなることは前項と同じである。

(12) 「案」は「長期債務は国鉄の工事関係に限つて、その元本と利子の支払、資産を補給する」としているが、それが可能なら現行公社形態のままで黒字化することができる。

三、結語的に

国鉄百年の歴史は、例えば、通信における電話器を発明した国鉄マンが居たり、世界に誇る新幹線を開発、あるいはコンピューターシステムの開発に力をつくしてきましたとおり、労働者としての誇りは一流である。トンネルも然りであり、それは又、何よりも正確に、安全に日夜確保しているとおりである。

これらの技術は、国民の文化と経済を結びつけ、運びつづける国鉄労働者の限りないロマンの歴史と伝統の上に成立していることも現実である。

仮に、「民間でいえば破算」などというなら、百歩譲つても、「民間的手法」で「企業再建」策を探ぐる作業を進めるべきである。つまり、正常な事業の運営を保障する緊急な措置（借金返済にかかる業務の一方的凍結か国による肩替りの措置）をした上で、資産と債務の全てを明らかにし、様々な角度（社会的・経済的・政治的側面）から現状を確定し、保全し、原因を究明するための検討（調査・研究・討議）をするべきである。

「入口も出口も、分割・民営化」はファッショである。

同様に、「入口も出口も非分割・非民営化」も然りであり、悪名高き「高梨委員会」の二の舞でしかない。

従つて、「案」については、いくつかの提起されている疑問について緊急に解明し、国鉄労働者と家族・利用者・勤労国民（共に利害関係人である）の検討を願うことが先決である。

資料(3) 国鉄「改革」法案と雇用

実質的に団交もできず人権無視の選別首切り

二月二八日に閣議決定された国鉄改革諸法案は、分割・民営化を実施するためのもので、分割・民営化そのものに反対している者にとって許しがたいものであるが、これらの法案と国鉄職員の雇用の関係だけをぬき出してみても、以下のような許しがたいものがふくまれている。

一、分割・民営化のプロセスと職員の取り扱い

法案によると、①運輸大臣が「基本計画」を作成し、その中に承継法人のすべてについて「国鉄職員のうち承継法人の職員となるものの総数および承継法人ごとの人数」を定める。

②国鉄は「基本計画」にもとづいて承継法人ごとに「実施計画」を定める。この「実施計画」は運輸大臣の認可を必要とする。

③承継法人は国鉄を通じ、その職員にそれぞれの承継法人の職員の「労働条件及び採用の基準を提示」して募集する。

④国鉄は右の提示をうけて職員の「意思を確認し」その結果にもとづいて承継法人ごとに「その職員となることを希望する者の中から、前項の採用の基準に従い、および基本計画の定めるところにより、その名簿を作成して設立委員等に提出する」。

⑤承継法人の設立委員の提示する労働条件、提示方法、職員の意思確認方法については運輸省令で定める。

⑥国鉄から承継法人に提出される名簿のうち「設立委員等から採用する旨の通知をうけた者」で現に国鉄職員である者は、当該承継法人の職員として採用されるものとする。

⑦国鉄改革前に「国鉄を退職して再就職を希望する職員であつて、その再就職の促進を図る必要があると認められる者」＝「国鉄希望退職職員」について、国、国鉄、清算事業団、地方公共団体等は再就職促進措置をとる。

⑧清算事業団にのこる職員のうち「清算事業団の理事長が」「再就職を必要とする者として指定した職員」＝「清算事業団職員」について、再就職促進措置をとる。

二、職員の意思是尊重されるか

このプロセスの中で、職員の意思が問われるのは、④の承継法人に行きたいという意思の国鉄による「確認」だけである。⑦の「希望退職職員」も、文字づらだけを見ると職員

の「希望」が認められるように読めるけれども、「希望」しているだけではダメで、希望している者の中で「再就職の促進を図る必要があると認められる者」だけが再就職促進措置の対象となる。清算法人にのこつた職員も、全員ではなくて理事長が「再就職を必要とする者として指定した者」だけが再就職促進の措置の対象となる。(8)

このようにして、国鉄職員の「意思」がそのまま尊重されるのは、退職するという意思についてだけであって、それ以外はすべて相手方の裁量の対象となる。このこと自体はあたり前のことであって、民間企業の整理解雇の場合を考えれば、国をあげて再就職の面倒をみてやるのだから有難いと思わねばならぬという主張もある。だが、民間の整理解雇の場合とちがう側面があることを注意しなければならない。それは、民間の整理解雇の場合、判例法上①整理解雇の必要性があるか②使用者が整理解雇回避義務を尽くしたか③整理解雇基準が公正・合理的なものかどうか④実施にあたって労働者・労働組合と誠実に協議したか等が問題とされるのに、国鉄改革にあたって生ずる国鉄職員の雇用上の大変動について、民間の整理解雇の要件に相応する配慮が欠けているからである。

たしかに国鉄改革にともなって生ずる雇用上の大変動は、整理解雇そのものだけではない。清算法人がその任務を終わって解散するときに発生しうる解雇だけが整理解雇であつて、現在の法案によつて実施されようとしている雇用上の大変動は、いまだ整理解雇そのものではないともいえるだろう。しかし、国鉄を分割し民営化し、清算法人をのこし、いずれそれを解散するという流れを全体としてとらえれば、大がかりな長期に及ぶ整理解雇にほかならないのである。

もちろん、国鉄改革にともなう雇用上の大変動が整理解雇にあたるかどうかは本質的な問題ではない。なぜなら、以下にあげるような法律上の問題点は、それが整理解雇にあつらうがあたるまいが生ずるものであつて、整理解雇をひきあいに出したのは、むしろ問題を見やすくするための技術的操作だからである。

労働者の意思是、労働条件の微細な変動をはじめ、雇用上のすべての問題について尊重されるのが法律のたてまえである（労基法二条、労働条件の対等決定原則）。また使用者は労働条件について労働者の団体＝労働組合の団体交渉を拒否することはできず、とりわけ労働条件の不利益変更を一方的におこなうことは原則として許されない（労組法七条二号）。したがつて、労働法上の基本原則中の基本原則というべき、この二つの原則にてらして、国鉄改革諸法案の問題点は、それが整理解雇に該当するかどうかを問うまでもなく解明されなければならないのである。

三、承継法人における職員の数、募集・採用の手続き

承継法人の設立委員は労働条件と採用基準を国鉄に提示する（③）が、この労働条件の内容となるべき事項、提示の方法は運輸省令が定める。承継法人それぞれの職員と人数もまた、運輸大臣の定める「基本計画」の中で定められるのだから、一方で職員の使用者となる設立委員等は自らほとんど何も決定できず、運輸省のおせん立てにのるだけの形となるし、他方で、その職員となる者の加盟する労働組合は、労働条件について交渉すべき相手方として設立委員等ではなくて運輸省を選ばなければならないことになる。運輸省相手の交渉は（使用者ではないのだから）政労交渉ではあっても労使間交渉とは異質なものと考えるほかはない。たとえば、運輸省を相手方とする政労交渉が行き詰まつた時に、公労委の調整を期待できるか。公労委が仲裁裁定によつて運輸省に承継法人のそれぞれについて千人ずつ多く採用せよといえるか。承継法人における労働条件や募集基準について、運

輸省令を改正するよう仲裁裁定によつて命ずることができるか、と考えてみれば、極めて困難であることは白明だといつてよからう。

つまり、職員の加入する団体は、組合員の地位、労働条件の維持・改善のため団体交渉権をもつてゐることは明らかなのに、その団体交渉の相手方が実質使用者不在の状態におかれるために、实际上交渉不能となつてしまふのである。

しかし、他方で、承継法人の設立委員等は、当該新会社における職員の数、労働条件、募集の基準等について全く関知しないことがあり得るはずはない。運輸省が独自におぜん立てしておいて、設立委員等がそれをそのまま受けいれて新会社を運営するとは考えようがないのである。実際は、運輸省令の策定にあたつて承継法人等の設立委員は全面的に関与し、彼らの意見によつて省令は作られるみるとみるほかはあるまい。

そうだとすれば、運輸省令でこれら多面的事項について定めると改革法案の規定は、承継法人、その他設立委員等の団体交渉応諾義務を回避し、職員の取り扱いを「実質的」使用者の一方的意思にゆだねるための便法であるといわなければならない。

こうして、現在の国鉄職員を意思のない物品あつかいし、車両やレールや機材をどう配分するかと同じように考へてゐる改革法案の不当性は、この点に結晶してゐるといつても過言ではあるまい。

四、選別の基準

民間企業における整理解雇の基準とその運用は、合理性のある、適切なものであることが必要であり、労働組合との交渉を誠実におこなうことが合理性の判断基準の一つとされている。実際なにが合理的であるかは客観的に一人歩きしてきまるわけのものではないから、団体交渉を尽くし、労使双方が納得できる合理性のあるものにどこまで近付ける努力を重ねたかが問われるものである。

前にもいつたように、改革法案は整理解雇そのものではない。しかし、長期的にみれば（といつてもせいぜい三年であるが）実質的には整理解雇のプロセスとしての承継法人等への職員の移転を定めるものであるから、承継法人等での募集基準、送り出す国鉄における「選定」「名簿作成」の手続き、受け入れ側の「採用する旨の通知」をするにあたつての選別の、どの段階においても合理性のある基準が公正に適用されなければならないことは論をまたない。とりわけ組合所属を理由とする差別が不当労働行為（七条一号、三号）として許されないことは、いかなる緊急事態を口実しようとも変わることろがない。

だが、職員の意思を無視し、団体交渉をおこなうこともなく、改革法の定める選別は法律の名において一方的に決定され、一方的に適用されようとしている、そのはしりともいふべきものを国鉄が選別の前提としておこなおうとしている、いわゆる勤務評定にみるとができる。

国鉄の「職員管理調書」をみると、リボン、ワッペン、組合活動、「労働処分」歴などが評価の対象とされている。これらはいずれも正当性をめぐつて長いあいだ抗争があり、学説上も判例上もいまだ確定した正当性基準があるとはいえない状態にあるものである。たしかに「逆転」最高裁判例は違法視を強めてはいるものの、労働現場においてはな抗争が続いており、正当性についての労働者・労働組合の確信が失われていないばかりか、管理者の側でも処分の対象とすることをためらう例が依然として続いている。つまり、正当性はいまだ流動的である。

それにもかかわらず、これらの労働者の行動を勤務評定におけるマイナス要因としてあ

1986年4月21日発行

社会通信 No 297

昭和52年12月10日第三種郵便物認可

げる国鉄当局の方針は、結局、正当な組合活動をしている職員を低点評価し、人事上の不利益を課そうとするものにほかならない。この「職員管理調書」は、その意味で組合間差別の準備工作だといわねばならない。

選別は、それが必要とされる場合、労働組合との交渉をつくした合理的基準により、かつその基準の適正な適用によっておこなわなければならないという基本原則について、改革法案はこれを無視し、国鉄、承継法人にフリーハンドを与えようとするものであり、いま国鉄が進めてる評定作業は、その前段的作業にほかならないのである。

むすび

こうして国鉄改革法案は、職員をモノあつかいし、その個人および集団の意思を無視して雇用上の大変動を強行しようとするものであって、戦争直後の行政整理にひとしものといわなければならない。

当時、占領軍権力を背景とし、かつ行政整理解雇は団体交渉との対象とできない旨法律で定め、いくつもの政治的事件をひきおこしながら大量の解雇が強行された。いま、それと同じことが、より巧妙におこなわれようとしている。

雇用上の大変動にしても、たしかに団体交渉の対象にできないという規定はおいてないが、実質的には、これまで見てきたように、団体交渉が実在しない構造をもちこもうとしている。たしかに当局は、表面上は団交を拒否しないかもしけれない。しかし、当事者能力をもたない（表面上）団体交渉では、何回交渉しても前進はありえない。

これがもし民間企業の場合であれば承継会社をふくめて団交の相手方とし、当事者能力のある実質的団交をおこない、それで要求が実現できなければストライキをするまでのことである。しかし国鉄労働者はストライキを禁止されており、しかも実質的団体交渉が成り立たない構造の中へと追いかまれようとしている。ストライキ禁止の代償措置だと自称する公労委が、この流れの中で何もしないとすれば、代償措置であることの責務を自ら放棄するものといわなければならないし、また構造上、公労委が機能できないというのであれば、運輸省、国鉄、そして国鉄労働者の組合によって構成される協議機関を設けるなど、団体交渉の実をあげることのできる代替の方策を考慮しなければならない。そうした配慮を全く欠落する改革法案は、国鉄労働者の人権を無視するものというほかはないのである。

（国鉄新聞）号外四月一日

「なだれこん」で主導権がとれるか（二）

——丸山論文「自治労通信」二月号を論ず ④——

丸山氏はこうして、なだれ込むことによって、(1)民間労働組合の共同利益の追求と実現に主眼がおかれて、(2)イニシアチブが一貫して基幹産業のビッグユニオンによって發揮され、(3)全労働者の共通利益を統一したたかいによつて実現していく運動と組織の確立をめざすものとしてのとりくみがなされてきたとはいひ難い、(4)官・民分断、官・官分断の克服の視点も不十分な全民労協の欠陥を是正しようといわれる。

なだれ込んで「全的統一」が達成できるであろうか。事実に即し考えてみよう。

「ナダレ込み」論は一九八一年一一月の統一準備会発足前後も、当時の総評指導部によつて唱えられた。総評民間単産がこぞつて統一準備会に参加することによつて、JJC、同盟からイニシアチブを奪還できるといふのである。これが幻想にすぎなかつたことは事実経過に明らかである。

第一に、総評は「民」と「官」に分断された。第二に、「民」が分断され、分断が固定化された。「基本構想」に積極賛成の組合（鉄鋼労連、全日通、電通労連といった第一次参加組合）、「基本構想」に条件をつけた組合（私鉄総連、全金等の第二次参加組合）、おれたちは不賛成だがとしながら参加した組合（全造船、全自交等の第三次参加組合等）、そして全民労協に参加拒否を貫いた全港湾のような組合に。

分裂はこれにとどまなかつた。反対の組合も社会党系と統一労組懇系三单産に分断され、社会党と共産党の対立激化をもたらした。社会党員協でも左右の対立が激化した。

こうして、全民労協への「民」のなだれ込みは、総評の分断、解体を促進しただけであった。

全民労協への「官」のなだれ込みは、このときの比ではなくなる。日本労働運動は「隔膜破裂」以上の大惨事となる。

第一に、「官」は総評労働運動の中核である。第二に、なだれこむことによつて、この中核部隊が力を失う。なぜだろうか。

第一に、総評官公労はすでに「四極化」しており、なだれこむことによつて分解過程が促進されることは必至の状況にあることだ。つまり、「反対」の日教組、全林野、「反対だがそれどころではない」とする国労、「積極賛成」の全通、全印刷、勤労、そして「賛成やむをえず」と自治労がなだれ込みを主張している。

この自治労の主張に「積極賛成」の組合は力を得よう。日和見を決めこんでいる組合、あるいは「賛成」で動きたいとする全農林のよくな組合を激励することになる。

こうした動きを感じとっているからこそ、鉄鋼や全電通という全民労協の主導権争いにしおぎをけずつてゐる組合も、「官公労働組合の内部における統一に向けての現実的な対応を試みようとする動きなど、歓迎すべき情勢変化も生じている」と述べるのである。

第二に、なだれ込み論によつて、社会党員協内部の対立、統一労組懇系組合との対立も促進されずにはおかしいことである。自治労、国労、教組といった組合では統一労組懇は民間組合より大きな力をもつ。社会党左派系も同様だ。こうして、官公労組合は内部矛盾が拡大される。

こうした動きは、丸山氏がいわれる「全的統一の必要性」(1)組織率の低下とナショナルセンター分立状況がもたらすデメリットの克服、(2)社会・経済構造の変化への対応、(3)臨調行革、地方行革攻撃に対決する広範な戦線の形成)を促進するどころか、妨げる方向に作用する。

（滝野 忠・終）

全的統一とは何か

岩井 章

総評は再び全的統一を唱えはじめている。全的統一とは官公労、民間労組など総ゆる組合の統一ということだ。そこには「いろわけの区別」はないという意味だ。それは常に正しい労働組合の錦の御旗だといえよう。

しかし今日、再び総評がこの御旗をもちだしたのは原則的なものであるが、当面の防戦という匂いがしないでもない。五・六年前、全民労協の前身の統一推進会が始まつた時、総評は全ての組合の統一を主張した。統一労組懇系の組合も選別排除しないよう主張したが全民労協側はこれを拒否したのである。

もちろん、全民労協ははじめから共産党系といわれる統一労組懇を排除するつもりでやっていたのだから当然の出方だったといえよう。そして全民労協の基本路線である三項目を決定したのである。ここでは明らかに排除の理論となつていて。

ところで、民間大手組合のほとんどは全民労協に加盟した今日、今度は官公労系の組合を全民労協三項目でグループを作らせ、それと全民労協とをブリッジにさせようとの動きがはじまっている。山岸電通などがしきりに動いている。さらに最近は総評幹部も全的統一を言いはじめた。たしかに文字通りの全的統一なら正しいことだ。だが本当にそれをやろうとするなら全ての労組が一堂に集り、それぞれの方針を率直に討論することからはじめなければならない。

全民労協の三項目を白紙に戻した上ででの討論でなければ全的統一とはならない。また総評系の官公労と同盟の全官公とが話し合いをし、統一のための努力をすることも必要だ。それは産業別労組の統一をめざすための話し合いだ。

全民労協がすでに決めている三項目方針を白紙に戻して討論することはまず難しいだろうし、第一組合と第二組合の話し合いもかなり困難だ。困難ではあるが全的統一とはそういうものだ。全的統一といいつつ全民労協の三項目を認めそれにすりよる肚であるなら、それは総評労働運動の解体を通じ労働者を裏切ることとなる。

そうでなく、本気になつて全的統一を言うならば以上述べたような段どりを各団体との間で話し合わねばならない。今職場労働者に加えられている「合理化」攻撃、権利抑圧攻撃はまさに人間そのものを否定する氣狂いじみたものである。

矛盾に悩む資本主義が生きんがための死にもぐるいの攻撃である。右翼「労戦統一」もその一環であるかぎり小手先細工で対応しようなどと考えるのは認識不足も甚しいといえよう。

(「まなぶ」四月号)